

STOP ヤミ耕作



いばら
茨ひより
(茨城県公認Vtuber)

地主の皆さん、農家の皆さんへ。このような農地はありませんか？

昔から手続きをせずに、
親戚・知人などに
農地を貸して(借りて)いる。

手続きが
めんどくさいから
ヤミ(相対)で
貸して(借りて)いる。

転作・税金等の
関係があるので
手続きをしていない。

賃借料を
もらっているので
文句が言えないな～

手続きをしないとこのような問題が…

農地を荒さないよう
耕作しているのに
何が問題なんだろう?

地主

- 農地を返してほしい時に返してくれるか不安だ!
- 離作料を請求されたらどうしよう
- 相続が発生したとき、その農地はどうなるのだろう

農家

- いつ地主から「農地を返してくれ」と言われるか不安だ!
- 相続が発生したら誰から借りているのかわからなくなる



農地の賃借権の時効取得って
知っていますか？

いばら
茨ひより(茨城県公認Vtuber)

市町村・農業委員会への手続きをせずに20年以上にわたって農地の
貸し借りが行われ、当事者間でトラブルになった場合、民法第163条により
所有権以外の財産権の取得時効の訴えがあれば、賃借権が借り手に取得
される場合があります。

また、農地を返してもらう場合には、借り手の同意が必要であり、離作料等
を請求される場合があります。

| このようなトラブルを無くすためには |

農地の貸し借りは、必ず市町村・農業委員会への
手続きが必要です。

その際には、**茨城県農地中間管理機構**を
積極的に活用しましょう。

- 公的機関【市町村・農業委員会・茨城県農地中間管理機構(茨城県農林振興公社)】が
仲介するので、安心して農地の貸し借りができます。
- 契約期間が終了すれば、離作料を支払うことなく、
確実に地主に農地が返ってきます。

うん。
なるほど、安心だ！

ご相談は、市町村・農業委員会事務局へ
農業委員・農地利用最適化推進委員が
お伺いします。

